

# 久留米市コミュニティ審議会 第3回会議

平成24年5月29日(火) 9:30～  
久留米市役所401会議室

## 次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
  - (1) 第2回審議会について
    - ①会議録(案)について
    - ②会議録要旨(案)について
  - (2) 校区コミュニティ組織と市の協働推進について [1-(1)]
    - ①答申骨子(案)について
  - (3) 校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について [1-(2)]
- 4 その他
- 5 閉会

## 平成17年国勢調査における単独世帯の割合及び高齢化率

(単位：世帯)

(単位：人)

統計区	一般世帯数	単独世帯		年齢別人口総数	65歳以上	
		単独世帯	割合		65歳以上	割合
1 日吉	2,744	1,459	53.2 %	5,540	1,044	18.8 %
2 御井	4,792	2,368	49.4 %	10,723	1,787	16.7 %
3 金丸	5,413	2,650	49.0 %	11,797	2,315	19.6 %
4 篠山	2,085	993	47.6 %	4,501	775	17.2 %
5 南薫	5,497	2,437	44.3 %	12,253	2,197	17.9 %
6 合川	6,290	2,626	41.7 %	14,870	2,016	13.6 %
7 荘島	2,006	832	41.5 %	4,607	737	16.0 %
8 小森野	1,649	614	37.2 %	4,337	564	13.0 %
9 東国分	5,354	1,892	35.3 %	13,915	2,443	17.6 %
10 京町	1,966	616	31.3 %	4,882	1,227	25.1 %
11 鳥飼	3,965	1,242	31.3 %	10,566	1,969	18.6 %
12 上津	6,031	1,866	30.9 %	16,025	3,076	19.2 %
13 青峰	1,693	507	29.9 %	4,160	854	20.5 %
14 西国分	5,882	1,731	29.4 %	15,030	2,515	16.7 %
15 長門石	2,706	717	26.5 %	7,105	866	12.2 %
16 津福	4,719	1,227	26.0 %	12,409	2,117	17.1 %
17 南	6,286	1,595	25.4 %	16,494	3,297	20.0 %
18 山川	2,209	495	22.4 %	6,535	1,088	16.6 %
19 宮ノ陣	3,441	662	19.2 %	10,467	1,856	17.7 %
20 高良内	3,298	552	16.7 %	10,239	1,737	17.0 %
21 荒木	4,186	689	16.5 %	12,982	2,856	22.0 %
22 安武	1,956	315	16.1 %	6,207	1,491	24.0 %
23 大橋	613	98	16.0 %	2,119	559	26.4 %
24 善導寺	2,451	386	15.7 %	7,617	1,628	21.4 %
25 大善寺	2,677	397	14.8 %	8,155	1,359	16.7 %
26 田主丸	5,775	786	13.6 %	20,664	5,242	25.4 %
27 三瀨	4,712	633	13.4 %	15,542	3,321	21.4 %
28 城島	4,027	515	12.8 %	13,658	3,129	22.9 %
29 北野	5,092	587	11.5 %	17,298	3,494	20.2 %
30 山本	949	109	11.5 %	3,221	937	29.1 %
31 草野	715	65	9.1 %	2,516	672	26.7 %
総数	111,179	31,661	28.5 %	306,434	59,168	53.2 %

資料：平成17年国勢調査 統計区別世帯の家族類型（16区分）別一般世帯数

資料：平成17年国勢調査 統計区・年齢（5歳階級）別人口

※単独世帯の割合が、高い順に並べた。

※平成17年国勢調査では、旧四町地域において統計区が小学校区ごとに区分されていなかった。

### 3 議事

#### (2) 校区コミュニティ組織と市の協働推進について [1-(1)]

##### ①答申骨子(案)について

#### 1 校区コミュニティ組織との協働の推進について

##### (1) 校区コミュニティ組織と市の協働推進について

###### 【現状及び課題】

市は、協働のまちづくりの観点から、校区コミュニティ組織と連携協力して「まちづくり」を進めている。

しかしながら、市職員の協働に関する共通認識が十分でなく、市と校区コミュニティ組織との情報や課題の共有化が不十分である。また、全市的な情報や課題は、市から久留米市校区まちづくり連絡協議会を通じて校区コミュニティ組織へ提供するなどしているが、市は、校区コミュニティ組織からの十分な情報収集ができていない。

このように、情報や課題の共有化が十分でないまま、市は、校区コミュニティ組織に連携協力を求めている状況であるので、校区コミュニティ組織と市が、相互に協働について理解を深め、良好で対等な関係や、共通認識化のための仕組みを構築する必要がある。

また、市は、校区コミュニティ組織や自治会、各種住民団体など地域コミュニティ組織の大切さと、地域コミュニティ組織との連携協力がなくては市の多くの業務が成り立たないということを全職員が理解し、各校区に出向いて実態把握に努めるなど、「行動する職員」を育成していく必要がある。

## 【答申骨子（案）】

市は、校区コミュニティ組織やその基盤である自治会において、役員の高齢化や担い手不足が進んでいること、社会情勢の変化や価値観の多様化により加入促進活動が困難になっていることなど、地域の現状を十分に把握する必要がある。

これらの現状を含む様々な地域課題の解決に向けた行政施策については、校区コミュニティ組織が十分に理解することができるよう、各校区と市の情報交換の場の設定等を検討されたい。

また、今後、各校区コミュニティ組織と市が協働のまちづくりを進めるにあたっては、各校区コミュニティ組織の共通課題の解決を目的とする久留米市校区まちづくり連絡協議会が果たす役割がますます重要となっていく。

当該連絡協議会は、市との協働に関する情報の各校区コミュニティ組織内における共有化を進め、組織の活性化に取り組むとともに、市は、当該連絡協議会からの情報が各部局に行き渡るような施策を講じるなど、対等な関係での連携協力を促進されたい。

さらに、市職員の協働のまちづくりに関する認識を向上させるため、積極的に地域活動に参加することとなるような研修や参加促進につながるような取組みを検討されたい。

### 3 議事

#### (3) 校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について

[1-(2)]

##### 1 校区コミュニティ組織との協働の推進について

##### (2) 校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について

###### 【現状及び課題】

校区コミュニティ組織と市民公益活動団体は、それぞれ「ひとづくり」と「まちづくり」等の活動を通じて主体的な取り組みを行っている。

校区コミュニティ組織や自治会をはじめとする地域コミュニティ組織も市民公益活動団体も、住民の快適で幸福な生活を望み、「住みよい地域社会づくり」の実現をめざしている。

このような地域社会の各構成員が、その目的に沿って主体的に自らの活動をすすめ、適切な役割分担のもと、相互の機能や不足部分を補完しながら活動を行っている状態が「まちづくり」の姿である。

しかしながら、校区コミュニティ組織と市民公益活動団体との相互理解が不足していると感じられる場面が見られるとともに、相互の日常的な交流、情報及び課題の共有化、連携協力は未だ活発化しているとは言い難い。

そこで、市は、校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の相互の協働による効果を示すとともに、交流が活発化するための施策を検討していく必要がある。

###### 【提起】

校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の連携が進むことで、新たな専門的取組みが期待できるとともに、市民公益活動団体としては、活動の活性化が図られる。

- ・ 日常的な相互交流の促進
- ・ 良好な連携協力が進むような手順の明確化
- ・ 協働推進のコーディネイト
- ・ 既存補助金の有効活用

# 協働データベース:ホームページリンク集



## 1. 校区コミュニティ組織等（久留米市ホームページ）

→ ◆校区コミュニティ組織について

校区コミュニティ組織とは何かについて記載しています。

[http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2140chiikikatsudo/3010community/kouku\\_saihen.html](http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1050kurashi/2140chiikikatsudo/3010community/kouku_saihen.html)

→ ◆市のホームページから『久留米市校区まちづくり連絡協議会ホームページ』へのリンク

久留米市内の各校区コミュニティ組織の連絡協議会においてホームページが作成されています。各校区のまちづくり組織の概要、まちづくり活動例、まちづくり Q&A 等が掲載されています。

<http://www.kurume-machi.info/index.html>

## 2. えーるネット

→ えーるピア利用団体や校区コミュニティ組織の情報掲載

※ 生涯学習や男女共同参画に取り組む団体の情報が充実しています

<http://kurume.genki365.net/>

## 3. 久留米ボランティア情報ネットワーク

→ 久留米市が運営する市民活動団体の情報検索サイトです。久留米市内の NPO 法人、ボランティア団体などの市民活動に取り組む団体について団体情報、活動情報、募集情報等を掲載しています。また、登録制のメールマガジン「えぬぴおーれ」のバックナンバー（市内を中心にした団体主催のイベント・助成金情報を掲載）なども掲載しています。

<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1080shisei/2060volunteer/3010network/index.html>

## 4. 久留米市市民活動サポートセンター情報

→ 久留米市が設置した市民活動に関する情報発信、作業、交流施設（中間支援施設）「久留米市市民活動サポートセンター（愛称： **みんくる**）」の指定管理者によるページ

※ みんくるに持ち込まれた、市民活動団体のチラシがHPからダウンロードできます（各団体イベントチラシ）

※ 「月刊みんくる」：みんくる発行の広報紙（毎月発行）

<http://sc.kcso.jp/index.html>

## 5. 全国特定非営利活動法人情報の検索

→ 認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）の情報が検索できます。内閣府のサイト。

<https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>

## 6. 福岡県 NPO・ボランティアセンターホームページ

→ 福岡県新社会推進部社会活動推進課のホームページ。県が認証した特定非営利活動法人のデータベースや、協働事例集が掲載されています。

<http://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp/>

# 久留米市における市民活動促進等の主なあゆみについて

参考資料

久留米市の動向		国内等の動向
	地域コミュニティ組織に関して	市民公益活動団体等に関して
S20年代	<p>○町内会制を廃止(GHQ占領下)(S22) ※自治省が町内会の間接利用を指導(行政の補完) ※広報紙配布の自治委員制度に移行</p> <p>○公民館運営規則制定(S28) ※公民館を社会教育施設に位置づけ</p>	<p>日本国憲法公布 第一次ベビーブーム 地方自治法成立 社会教育法制定 公民館の設置・運営要綱</p> <p>&lt;市内の各種団体の設置&gt; ■民生委員児童委員協議会 ■防犯協会 ■子ども会連合会</p>
S30年代	<p>○校区公民館連絡協議会発足(S36) ※各校区で公民館が設置 ※校区公民館相互の連携</p>	<p>高度経済成長 東京オリンピック</p> <p>&lt;市内の各種団体の設置&gt; ■環境衛生連合会 ■老人クラブ連合会 ■女性の会連絡協議会 ■暴力追放推進協議会</p>
S40年代	<p>○公民館の登録に関する規則公布(S42) ※校区公民館を公民館類似施設に位置づけ登録制をとる 機能①社会教育センター機能、②地域活動の拠点機能</p> <p>○校区公民館連合会(久公連)に改称(S47) ※旧名:校区公民館連絡協議会</p>	<p>総合計画策定義務付け 日本万国博覧会(大阪)</p> <p>&lt;市内の各種団体の設置&gt; ■交通安全協会 ■共同募金会久留米市支会 ■校区・地域社協連合会</p>
S50年代	<p>◆自治会は実質上あった。しかしながら、久留米市では自治会の役割を明確にせず、認知も行わなかった。</p>	<p>○ボランティア連絡協議会発足(S52) ※国が日本型福祉社会を提起 ※ボランティアが福祉マンパワーとして期待</p> <p>国際障害者年 ポートピア開催(神戸) 日本海中部地震発生</p> <p>&lt;市内の各種団体の設置&gt; ■小さな親切宣言校区推進委員会 ■ボランティア連絡協議会</p>
S60年代	<p>○自治会連絡協議会(久自協)発足(S61) ※自治会をコミュニティづくりの担い手として正式に認知 ※自治会の活性化、相互の情報交換等を目的⇒市の支援が可能に</p>	<p>○市社協 ボランティア事業の第一次指定を受ける ※S60年～福祉ボランティアのまちづくり事業を実施 ※国が福祉のまちづくり及び地域福祉の発展を目的として予算を大幅に付与</p> <p>○市社協 小学校区単位で小地域ネットワーク形成 ※S62西国分⇒H6金丸</p> <p>国際平和年 男女雇用機会均等法成立 バブル景気 社会教育審議会報告 (※ボランティアに関して)</p> <p>&lt;市内の各種団体の設置&gt; ■校区青少年育成協議会連絡会議</p>
H元年代	<p>○まちづくり事業費(祭り等)一部補助(H5) ※まちづくりの事業費補助で自治会単位でも活動活性化</p> <p>○コミュニティ審議会設置(H7)、答申(H9) ※自治委員制度を廃止し、自治会ルートでの委託及び自治会の活性化支援への転換を答申</p>	<p>○「ボランティア活動推進検討プロジェクト」設置(H8) ※総務部総務課内に福祉分野だけでなく、まちづくり、防犯、国際交流など広範な分野でボランティア活動を推進するプロジェクトを設置</p> <p>○ボランティア活動促進検討委員会設置(H9) ※プロジェクト進行のため、検討委員会を設置し、市との関わり方、支援のあり方等の議論</p> <p>国際ボランティア貯金開始 阪神淡路大震災 介護保険法 地縁団体が法的に認知</p> <p>&lt;市内の各種団体の設置&gt; ■ふれあい都市推進協議会</p>
H10年代	<p>○コミュニティ審議会答申(H11) ※21世紀へ向けての新たな模索と題す ①公民館をコミュニティセンターへ再規定すること ②コミュニティ組織、事業所、個人をネットワークするまちづくり委員会を設置すること</p> <p>○校区まちづくり推進モデル地区(H13) (御井、草野、大善寺、東国分、津福、荒木)</p> <p>○校区コミュニティの登録に関する規則(H19) ※校区コミュニティの登録により、自主的自立的なまちづくりの推進を図る(まちづくり組織、コミュニティセンター)</p>	<p>○ボランティア情報センター開設(市庁舎2階)(H11) ※NPO・ボランティアへの支援施策として相談窓口の設置</p> <p>○ボランティア情報ネットワーク(HP)を稼働(H11) ※団体等情報を把握し、ホームページ等で情報提供 ※社会福祉協議会及び生涯学習課との連携</p> <p>○市民活動支援基本方針策定(H13) ※基本理念は①基盤整備、②市民活動と行政の協働の促進</p> <p>○市民活動への活動施設提供(えーるピア2階)(H13) ※えーるピアのオープンに併せて施設を設置</p> <p>○市民活動サポートセンター開設(H17) ※サポートセンター開設に併せて情報センターと統合(えーるピア施設は生涯学習課にて存続)</p> <p>○市民活動保険制度導入(H17)</p> <p>○市政パートナー制度開始(H19) ※行革のリーディング事業として市政パートナー制度実施</p> <p>地方分権一括法 国際ボランティア年 合併特例法 地震災害(新潟、福岡) NPO法施行</p> <p>&lt;市内の各種団体の設置&gt; ■校区人権啓発推進協議会連合会 ■子ども安全パトロール隊 ■すくすく子育て委員会 ■自主防災会</p>
H20年代	<p>○コミュニティ審議会答申(H21) ※旧四町における小学校区単位を基本とした校区コミュニティ組織設立に向けた取組み開始</p> <p>○校区まちづくり連絡協議会発足(H21) ※旧市27校区全校区において校区コミュニティ組織設置相互連携のための連絡協議会発足。同時に久自協、久校連の各団体は解散</p> <p>○旧市、旧四町のコミュニティ制度統一(H23) ※旧四町の19校区において校区コミュニティ組織設置</p> <p>○久留米市市民活動を進める条例制定(H24) ※地域社会を構成する市民、地域コミュニティ組織、市民公益活動団体及び事業者の役割、市の役割及び責務を明らかにし、共に豊かに暮らせる社会づくりのために市民活動の活性化を進めていくための条例</p>	<p>○提案公募型協働モデル事業実施(H20～H22) ※行政が提示した社会的課題解決型の行政とNPOの協働型補助金制度を実施、検証</p> <p>○久留米市市民活動促進検討委員会設置・答申(設置H21、答申H22) ※地域社会を構成する校区コミュニティ組織、NPO・ボランティア団体等が行う市民活動を促進することを目的とする条例の基本的事項</p> <p>○久留米市キラリ輝く市民活動活性化補助金(H24) ※市民活動活性化のための補助制度を創設</p> <p>後期高齢者医療制度 地震災害(岩手宮城) 東日本大震災</p>